大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第 五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年六月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 しょうおうピーチプラザ 所在地 勝田郡勝央町岡二二番地一
  - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 株式会社勝央開発住所 勝田郡勝央町岡二二番地一代表者の氏名 代表取締役 三村 弘光
  - 3 変更事項

(変更前)

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千六百二十四平方メートル
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行うもの 株式会社マルイ他八社
- (3) 閉店時刻 午後七時
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時四十五分から午後七時 (変更後)
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千百二十二平方メートル
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行うもの 株式会社マルイ他三社
- (3) 閉店時刻 午後十時
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時四十五分から午後 十時三十分
- 4 変更年月日

平成十四年六月六日

二 届出年月日

平成十四年六月三日

- 三 縦覧の期間及び場所
  - 1 縦覧の期間

平成十四年六月十八日から平成十四年十月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課及び勝英地方振興局総務振興部総務振興課